

診療録開示規定

(目的)

- 第1条 ①医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師、患者間のよりよい信頼関係を築くことを目的とする。
- ②法令に基づき、裁判所または行政機関からの求めに応じて診療情報を提供する場合はこの規定の対象外とする。

(基本原則)

- 第2条 ① 医師は、患者に対して懇切丁寧に診療情報を説明、提供するよう努める。
- ② 診療情報の提供は口頭による説明、サマリーの交付、診療録の開示等具体的状況に即した適切な方法により行う。

(開示が請求できる者)

- 第3条 ① 患者本人
- ② 患者本人から代理権を与えられた親族
親族の範囲は、患者の配偶者、父母、子とする。
- ③ 法定代理人がいる場合は、法定代理人
但し、満15歳以上の未成年については疾病の内容により患者本人のみの請求を認めることが可能。
- ④ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

(診療録開示手続き)

- 第4条 ① 受付場所
診療情報管理室
- ② 開示担当者
診療情報管理士が開示事務処理を担当する。開示担当者は、診療録の開示の申し出があった場合の事務処理が適切に行われるよう開示申し出者、病院長、診療科等への連絡・調整を行うものとする。

(開示方法)

- 第5条 ① 診療記録等の開示を請求する場合は、診療録等の開示申込書又は開示申込書の内容に準ずる依頼書により病院長に対して行う。
- ② 申し立てを受けた場合には、診療録開示審議会にてその可否を決定し申請者に回答する。
- ③ 診療記録等を開示する際には、紛失等の事故を避けるために原本は渡さない。

(開示請求者の確認)

第6条 ① 開示請求の申立人は自己が第3条に定める申立人であることを証明する。

② 証明する内容はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、住民票、戸籍謄本、裁判所等の証明書とする。

(診療情報の開示範囲外)

第7条 ① 対象となる診療情報の提供、診療記録の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。

② 診療情報の提供、診療記録等の開示が、第3者の利益を害する恐れがあるとき。

③ 診療情報の提供、診療記録等の解除を不相当とする相当な理由が存するとき。

④ 他の医療機関が作成した情報。

(費用の請求)

第8条 開示に関する費用についてはその全部を申請者が実費負担をする。

第9条 本規定の改廃及び定めていない事項については、診療情報管理委員会にて審議する。

附則 この規定は、平成 17 年 3 月 24 日より実施する。

平成29年 8月15日 改訂(第1条 ②を追加)

令和 3年 4月 1日 改訂(第5条 一部追加)

令和 5年 4月 1日 改訂(第6条 一部追加)